

別紙2「非開示部分の分類について」

受付番号〇〇

児童票(1)

項番	開示しない部分	開示しない根拠規定、理由
1	【年月日】【連絡先】	当該情報には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれており、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号(以下「2号非開示」という。)により非開示  児童相談所の評価・判断に関する情報又は相談業務に関する情報であり、開示することにより相談・援助の方針が明らかになり、又は関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の業務に支障が生じるおそれがあるため条例第16条第6号(以下「6号非開示」という。)により非開示

児童票(2)(その1)

項番	開示しない部分	開示しない根拠規定、理由
1	【受付年月日】【相談経路】【受理決定日】 【援助決定日】【援助内容】	6号非開示
2	【相談内容】【児童相談所の意見】	2号非開示 6号非開示

児童票(4)

項番	開示しない部分	開示しない根拠規定、理由
1	【指針選択の理由】	2号非開示 6号非開示

指導経過記録票

項番	開示しない部分	開示しない根拠規定、理由
1	【面接調査日時】【担当者】【面接調査区分】 【面接調査人数】【相談主訴】	6号非開示
	【要旨】【詳細】	2号非開示 6号非開示

受付番号〇〇

児童票(1)

項番	開示しない部分	開示しない根拠規定、理由
1	【連絡先】	2号非開示
2	【対応者】【備考】	2号非開示 6号非開示
3	【年月日】	6号非開示

児童票(2)(その1)

項番	開示しない部分	開示しない根拠規定、理由
1	【受付年月日】【相談経路】【受理決定日】	6号非開示
2	【相談内容】【児童及び保護者等の状況】	2号非開示 6号非開示

児童票(2)(その2)

項番	開示しない部分	開示しない根拠規定、理由
1	【児童及び保護者等の状況2】	2号非開示 6号非開示

児童票(3)

項番	開示しない部分	開示しない根拠規定、理由
1	【胎生期】	2号非開示 6号非開示

児童票(5)

項番	開示しない部分	開示しない根拠規定、理由
1	【所見要旨】【所見詳細】	6号非開示

児童票(7)

項番	開示しない部分	開示しない根拠規定、理由
1	【一時保護歴】の一部、【一時保護理由】 【身柄通告】【保護所援助方針】【所見要旨】 【所見詳細】	6号非開示

指導経過記録票

項番	開示しない部分	開示しない根拠規定、理由
1	〇〇 【相談主訴】	6号非開示
	【要旨】の一部、【詳細】の一部	6号非開示
2	上記以外 【面接調査日時】【担当者】【面接調査区分】 【面接調査人数】【相談主訴】	6号非開示
	上記以外 【要旨】 【詳細】	2号非開示 6号非開示

児童虐待通告・相談受付票

項番	開示しない部分	開示しない根拠規定、理由
1	【受付日】【通告から48時間後】【職業】 【虐待の状況】【備考】【通告者】	2号非開示 6号非開示

会議録A

項番	開示しない部分	開示しない根拠規定、理由
1	【記入日】【安全確認日】【出席者】 【会議内容】	6号非開示

受付番号〇〇

児童票(1)

項番	開示しない部分	開示しない根拠規定、理由
1	【連絡先】	2号非開示
2	【年月日】	6号非開示

受付番号〇〇

児童票(1)

項番	開示しない部分	開示しない根拠規定、理由
1	【連絡先】	2号非開示
2	【年月日】	6号非開示

受付番号〇〇

児童票(1)

項番	開示しない部分	開示しない根拠規定、理由
1	【連絡先】	2号非開示
2	【年月日】	6号非開示